



公的規制のエコシステム : 景品表示法等における私人の(大きな)役割

中川, 丈久

(Citation)

法律時報, 96(11):65-70

(Issue Date)

2024-10

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491731>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



公的規制のエコシステム

——景品表示法等における私人の（大きな）役割

中川丈久

1 はじめに

政府が設ける公的規制は、私人が創り出す秩序（private ordering/private regulation）と、法的に（de jure）又は事実上（de facto）の連動をしているのではないか、この連動があってはじめて公的規制は機能し得ているのではないか。これが本稿の問題関心である。ひとことでいえば、公的規制を支える私人の役割として、自主規制に止まらないもっと様々な側面に着目してみようというわけである。

本稿において私的秩序形成とは、事業者が、(1)利潤確保のため、(2)法令遵守のため、又は、(3)自社理念に照らして企業倫理を保つビジネス環境を実現するために——この(1)(2)(3)は重なり合うこともある——、取引先や顧客との間で、また、巻き添えの被害を受けたと主張する者（マンション建設地や太陽光パネル設置地の付近住民等）との間で、契約関係や信頼関係の構築を通じて成立させるルールや慣行（プラクティス）を指す。

公的規制は、法令などの形式を用いる公的ルールであり、少なくとも国境内であればくまなく、かつ恒常的に妥当する。他方、私的秩序形成は、取引関係の連鎖や話し合いによってモザイク状に、しかし国境など関係なく成立する私的ルールである。公的ルールは、各国がそれぞれに定義する民主制のガバナンスを受ける建前であるのに対し、私的ルールのガバナンス構造は不明又は区々である。

公的ルール（公的規制）と私的ルール（私的秩序形成）は、このように異質な存在である。しかし私人が創り出す秩序は、あるときは、公的規制を事業者それぞれのやり方でしっかりと下支えし（通奏低音）、またあるときには、公的規制と役割分担した

り（ポリフォニー）、公的規制に取り込まれて一体化したり（ユニゾン）する。こうした多様な協奏関係を、公的規制がよく機能するために必須の「エコシステム」と呼ぶことにしたい。「共同規制」「ゲートキーパー責任」「仲介者責任」「民間認証」など、公的規制における私人の重要な役割を指摘する言葉は、こうしたエコシステムの様々な断面を言い表したものであると考えられる。

以下では、まず、そもそも公的規制とはなにかを、「政策規範の構造」という観点から説明する。続いて、公的規制のうちからふたつのモジュール（施策及び実効性確保）それぞれに関わる私的秩序形成の具体例を挙げて、公的規制のエコシステムの断面をいくつか切り取ってみたい。

2 公的規制とは

(1) 政策規範・普遍規範の区別

法令（憲法を除く制定法）——公的ルールの根幹部分である——の分類方法として、民事法・刑事法・行政法というよく知られた三分類のほか、私は、「政策規範・普遍規範」を区別することが有益であると考えている¹⁾。

まず、具体的な政策課題の解決を目的とする法令を「政策型立法」と呼び、それが定める規範を「政策規範」と呼ぶことにする。法令の大半が政策型立法であり、会社法、競争法、消費者法、金融法、知財法、労働法、環境法、都市法など、政策目的によって分類される。次に、社会に長年定着している規範を「普遍規範」と呼び、それを明定するための法令を「普遍型立法」と呼ぶことにする。民法典における不法行為法や契約法、物権法、家族法などのうちの基本的な条文（いわゆる市民法）、刑法典におけ

1) 中川丈久「行政法における法の実現」佐伯仁志ほか編『岩波講座・現代法の動態第2巻』（岩波書店、2014年）111頁、125-141頁で最初に示した。その後、中川丈久「消費者行政法の将来像」法の支配214号（2024年）86頁、89-96頁、及び同「行政手法を用いた消費者法の将来像」現代消費者法64号（2024年）掲載予定でもうすこし詳しく説明している。

る殺人罪や詐欺罪等の基本的な罪（いわゆる自然犯）、商法典における商行為法の基本的な部分（同法1条2項の商慣習とつながる部分）などが普遍規範である。

各法典の普遍規範は、実際には市民法や自然犯、商慣習といった枠を越えて、政策的課題の処理にも動員されている（機能的考察）。しかしその限界ゆえ、政策型立法が増える。ところが、政策型立法が政策課題を解決しないと再び、各法典に「負荷がかか[る]」²⁾。

民事法や刑事法と異なり、行政法は政策規範の形しかとらない。したがって、政策規範とは行政法——行政法学でいうところの行政作用法（個別法）——の規範構造であるといってもよい。ただ、次の表に示すとおり、政策規範には、民事法（差止請求権や損害賠償請求権、意思表示の取消しや契約条項の無効など）や刑事法（直罰規定）も利用されている³⁾。その限りでは、行政法に固有の規範構造とまではいえない。なお、政策規範における民事手法は公的規制そのものであって、本稿でいう私的秩序形成（契約や信頼関係の構築によるもの）ではないことに注意されたい。

	民事法	刑事法	行政法
普遍型立法	民法典 商法典	刑法典	
政策型立法	会社法・競争法・金融法・消費者法・労働法・知的財産法・税法・環境法・社会保障法・都市法 etc.		

普遍規範は、既にある規範（既存の秩序）であり、政策規範は、新たな規範（新規の秩序）である。それゆえ両者の間では、法令の根拠の要否が異なるほか、規範構造も次の表のように大きく異なる。政策規範の構造について確立した見解はないと思われるが、私は、目的（政策目的）—手段（政策手段）の基本構造において、政策手段が「施策」「実効性確保」「情報収集」の3つのモジュール（機能）から成るプログラム構造をとると理解している。

普遍規範	・事件処理の基準（実体法） ・事件処理の手順（手続法）
------	--------------------------------

政策規範	・政策目的 ・政策手段（施策・実効性確保・情報収集の三つのモジュール〔機能〕から成るプログラム構造であり、各モジュールが実体法と手続法で構成される）
------	---

(2) 施策・実効性確保・情報収集

政策規範における「施策」は、政策と法の接点であり、政策目的が達成された社会状態を法的に表現したものである。

たとえば、「許可を受けた者しか原子炉を設置してはならない」「個人データを第三者に提供してはならない」「不当な表示をしてはならない」「不当な取引制限をしてはならない」「表示のない特定製品を販売してはならない」「届出をした者しか機能性表示食品の表示をしてはならない」「契約締結時に相手方を困惑させてはならない・不実告知をしてはならない・重要事項を説明しなければならない」「不当な解雇をしてはならない」「一定の表現は著作物として保護される（他者は当該著作物について一定の行為をしてはならない）」「生活に困窮する者は保護が給付される」「零細事業者は助成金を受けることができる」「道路等を整備するために土地を強制的に取得できる」「道路占用ができる」などである。

行政法教科書はこれを抽象化して、「侵害と給付」「規制・給付・調達」などの「行政分類」を述べる。私はもうすこし細分化して、次の表のように類型化している（これ以外にもありうる）。施策のすべてに「公的」を付しているのは、いずれについても私人が立てる施策（私的施策）が存在しうからである（3で述べる）。

本稿が取りあげる公的規制は、施策の一類型である。たとえば消費者法、競争法、金融法などは経済的規制の施策を定めており、労働法や環境法は社会的規制の施策を定めている。「被規制者」は、公的規制という施策の対象者を意味する。

設計手法 施策 の類型	行政法・民事法・刑事法
公的規制 （経済的・社会的規制）	●行為規制：禁止系（してはならない）・義務系（しなくてはならない） ●参入規制：許認可・届出・登録 ●退出規制

2) 片桐直人＝上田健介編著『ミクロ憲法学の可能性』（日本評論社、2023年）11頁（片桐直人執筆）。

3) 政策規範（公的規制）の内部における行政・刑事と民事の各手法の併用を、「公私協働」と呼ぶこともあれば、「デュアルエンフォースメント」「トリプルエンフォースメント」と呼ぶこともある。前者の例として、吉田克己編著『競争秩序と公私協働』（北海道大学出版会、2011年）、同『環境秩序と公私協働』（北海道大学出版会、2011年）があり、後者の例として、片桐＝上田・前掲注2）『ミクロ憲法学の可能性』245-289頁（篠原永明・堀澤明生・安永祐司執筆）がある。

公的賦課	●租税制度：担税力に応じた租税の負担 ●社会保険制度：受益者による保険料の負担
公的負担	●収用使用（土地収用等） ●照応交換（土地区画整理等）
公的支援	●生活支援（保護費・保険給付・助成金、保育・公営住宅） ●事業支援（補助金・助成金）
公共財提供	●道路等の整備と管理・利用 ●国防・警察・消防等の役務提供

次に、「実効性確保」は、施策違反の事前予防や事後処理という機能をもつ手段の総称であり、次の表のように整理することができる。行政法教科書がいう「行政上の義務履行確保」は、エンフォースメントの一部を指している。

設計手法	
実効性確保の類型	行政法・民事法・刑事法
事前予防（遵守志向の醸成）	ア)法令遵守の促進に向けたインセンティブ付与やナッジ イ)法令遵守の確保に向けた体制整備（コンプライアンス・プログラム）
事後処理（違反処理＝エンフォースメント）	ア)現在進行中の違反行為を止める イ)将来の違反行為の繰返しを抑止する ウ)過去の違反行為の後始末をする

最後に、「情報収集」は、施策を進めたり、実効性確保を行ったりするにあたり必要な情報を集める行為である。たとえば、許認可の申請審査にあたり各種の問い合わせをしたり、違反者を取り調べたり、事業者に事故情報の提出義務を課したりすることである。情報収集は施策や実効性確保の一部分であるが、固有の論点が多いため、別のモジュールとして括り出しておく（もっとも紙幅の都合で、本稿でこの局面は取りあげない）。

法令（公的ルール）に書かれていることは、以上の施策・実効性確保・情報収集に尽きる。その傍らで、膨大な私的秩序形成が行われ、それが公的規制

にとって必須の存在ではないかというのが本稿のテーマである。以下では、その具体例を挙げる。

3 私人による施策形成

(1) 共同規制

——私的施策の公的施策への取り込み

公的規制という施策に関係する私的秩序形成を、さしあたり、「共同規制」「共创規制」「独自規制」という三つのタイプに分けて考えてみたい。

まずは、共同規制（co-regulation）として立ち現れる私的秩序形成を取りあげよう。これは遅くとも1990年前後から欧州や豪州等で使われ始めた概念である（米国法ではこの概念を見かけない）。本稿では、欧州や豪州での一般的理解と思われるところを⁴⁾、日本法向けにパラフレーズして、次のように定義しておく（おそらく最狭義の用語法）。

すなわち、(1)公的規制（その施策・実効性確保・情報収集）を定める法令が存在する場合に、(2)その施策の細分化・基準化を、法執行当局が委任立法やガイドライン等によって行うという通常の方法に加えて、当局の承認のもと、被規制者（個々の事業者でも、事業者団体でもよい）が形成した自主規制ルールで置き換えることを正式に認める（それゆえ、事業者らは自らが作った自主規制ルールを守る限り、法令違反に問われることはない）という仕組みを指すと定義しておきたい⁵⁾。要するに、公的規制の施策のなかに私的秩序形成を正式に取り込む余地を認める法制である。

なお、共同規制は、委任立法ではない。被規制者に委任立法の制定権限を渡してしまうのは明らかな矛盾であり、憲法の立法権規定違反である（なお、被規制者からの独立性が高くガバナンスのしっかりとした専門家団体等であれば、私人であっても委任先とすることが許され则认为る）。

日本法における共同規制の立法例と目されるものが、景品表示法31条の公正競争規約の認定制度である（これが創設された当時、共同規制の概念はなかったため、これまでそのようには説明されてこなかった）。公正競争規約を守る限り景表法違反に問われない旨の明文は同法にないが、規約の認定要件を定める同条2項を見る限り、違反に問われないと解さ

4) 出発点というべき定義例としてCommission of the European Communities, EUROPEAN GOVERNANCE: A White Paper (2001) 21及びPeter Grabosky & John Braithwaite, OF MANNERS GENTLE (Oxford, 1986) 183を挙げておく。

5) 中川丈久「日本における公的規制・民事裁判・自主規制」論究ジュリスト25号（2018年）176頁で示した定義である。日本に共同規制の概念を紹介した生貝直人『情報社会と共同規制』（勁草書房、2011年）22-28頁、曾我部真裕「メディア法における共同規制について」大石真ほか編『各国憲法の差異と接点』（成文堂、2010年）637頁（とくに644頁）の定義も、ほぼこれと同じと思われる。原田大樹『自主規制の公法学的研究』（有斐閣、2007年）37頁のいう「団体参画モデル」のうち「団体による基準定立型」の少なくとも一部が、本稿でいう共同規制にあたると思われる。

れる。

(2) 共創規制

——公的施策の(意図的な)欠落を私的施策で補う

私が「共創規制」(regulatory co-creation)と呼ぶものは⁶⁾、利害関係者(ステイクホルダー)が政府職員の参画を得て、私的秩序形成を行い、それをもって公的規制の施策の欠落を補う手法である(公的規制に取り込むわけではない)。共同規制と異なり、そもそも法令(公的規制)がないか、法令があっても明確な施策(行為規制)が定められていないことが特徴である。政府と関係者(ステイクホルダー)が智恵を持ち寄って、公的施策の不存在を私的施策でどう繕うかを考える場を設けることだけが決まっている。「アジャイル・ガバナンス」なる語は、この方式を指すこともある⁷⁾。

日本でこの手法が使われるようになったきっかけは、デジタル技術を駆使するビジネスモデルの勃興である。デジタルビジネスモデルの特性(変化の速さや大きさ、スタートアップや海外事業者が多く現状把握がむづかしいなど)に対応できる政府側人材がおらず、公的施策(行為規制)を案出することができない。そこで、企業と同じ目線にたちながら共創する(co-create)というアプローチをひねり出したようである。

具体例としてまず挙がるのが、特定デジタルプラットフォーム透明化法である。日本政府はこれを共同規制と呼ぶことを好むが、私は共同規制の語を狭義に用いるのが国際相場だと考えるので、共創規制と呼ぶこととしたい。同法は、特定の事業者を指定し(同法4条)、日本政府が特定事業者らと対話する素材を得るべく、ビジネスモデルに関する一定の情報開示を義務付ける(同法5条)。特定デジタルプラットフォームのビジネスモデルがどうあるべきかという行為規制は、何も定めていない(同法7条の指針事項を参照)。

実はこれに似た立法例が、割賦販売法にある。2008年改正(2016年及び2020年にさらに改正)により導入された第3章の4「クレジットカード番号等の適切な管理等」である。

同章は、クレジットカード番号等の適切な管理と

して、「クレジットカード番号等取扱業者」(イシューアー、アクワイアラー、加盟店、決済代行業者等)が何をし、何をしてはならないかという行為規制(施策)を何も定めないままいきなり、実効性確保のための体制整備義務を定める同法35条の16から始まっている。「クレジットカード番号等取扱業者は……経済産業省令で定める基準に従い⁸⁾、その取り扱うクレジットカード番号等(……)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」という規定である。これを怠ると、加盟店を除き、同法35の17に基づく改善命令を受ける。

そして、経産省が策定する「監督の基本方針」という文書は、『クレジットカード・セキュリティガイドライン』……に掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場合には『必要かつ適切な措置』が講じられているものと認められる」と記載する⁹⁾。このガイドラインは、クレジットカード事業者の団体である一般社団法人日本クレジット協会が、経産省職員の同席のもと策定するという実態があることから、まさに、共創規制の先行例ではないかと思われる。

このほか、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法6条に基づいて設置されている「官民協議会」、法令上の根拠はないが、経産省が2024年に開催した「クレジットカード・セキュリティ官民対策会議」も、共創規制を目指す例と思われる。

(3) 独自規制

——公的施策がないところに形成される私的施策

私的施策の中心は、なんといっても、公的規制として法制化されていない施策を、企業倫理(自社理念に照らした倫理的要請)の実現、または利潤確保(取引上のリスク軽減)のために望ましいと考えた企業が打ち立てる現象である。公的規制との直接の連関がないので、この私的秩序形成を仮に「独自規制」(stand-alone regulation)と呼んでおこう。三つの事例を挙げておく。

第一に、公的規制が立法されないよう押し止めるために、又は逆に、その立法の必要性を社会に示すために、事業者らが団体を立ち上げて始める自主規

6) 中川丈久「日本におけるルールメイキングとロビイング」法律時報96巻9号(2024年)6頁では、「共創による行為規範」と呼んだものである。

7) 経済産業省が公表した報告書「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」(2022年)27-29頁を参照。

8) この省令にあたる割賦販売法施行規則132条は、適切な管理、監督等をするべき項目を抽象的に挙げるに止めており、ここにも行為規制たる施策は現れていない。

9) 経済産業省商務情報政策局編『令和2年版割賦販売法の解説』(日本クレジット協会、2021年)786頁に記載されている。

制がある。

第二に、公的規制とまったく無関係に、利潤確保や企業倫理の観点から私的施策が立ちあがることがある（自主規制と呼ばないことが多い）。

現在よく議論されている「ビジネスと人権」がこの例である。日本法ではサプライチェーンにおける起点的事業者の人権配慮義務という行為規制（施策）を定める法令はないが、それを企業が自社理念として打ち出す場合、取引先を巻き込んで私的秩序形成がなされる。

また、クレジットカード業界における国際ブランド（VISA, Master, JCBなど）がクレジットカードのセキュリティ向上を目指して、セキュリティを維持しない加盟店には損失補填ルールを厳しくする方針を打ち出せば、ほぼすべてのクレジットカード関係事業者との私的秩序を変更することができる。国家がセキュリティに関する公的規制を導入するよりも遥かに効果的に、新たな施策を導入できるのである。

さらに、ソーシャルメディア系デジタルプラットフォーム事業者が、自ら児童ポルノの書き込みを削除したり、取引系デジタルプラットフォーム事業者が、クチコミサイトの信頼性を失わせるニセのクチコミをせせせと削除したりするのは、利用者離れによるビジネス失速を防ぐためでもあり、ビジネスモデルの倫理性確保のためでもある。デジタルプラットフォーム事業者は投稿者や出品者との利用契約を通じて、このような施策を内容とする私的秩序形成をしている。

第三に、公的規制と私的秩序形成（独自規制）が衝突することが稀にある。それを取り扱ったのが、行政指導に関する最高裁判決としてよく知られた品川マンション建築確認留保事件（最判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁）である。

建築基準法は、法定基準を満たさない建物の建築禁止という行為規制（施策）を定めるが、景観維持等に関する施策は定めておらず、そのためマンション建築紛争が頻発していた。そこで大都市近郊の自治体は、高層建築物指導要綱などを定めて、マンション事業者に付近住民との話し合いを強く指導した。マンション事業者側も反対運動が建築や販売の支障となるリスクを感じて交渉に応じ、ときに建築計画の変更に至ることもあった。交渉による私的秩序形成を、企業として行っていたといえる。

しかるに、建基法（公的規制）は建築確認の申請後かなり短期間で応答することを建築主事に義務付けていたから、上記のような私的秩序形成のための指導をすることとの間には、矛盾が生じうる。それを衝いて事業者が国賠請求をするこの事件において、最高裁は、「行政指導にはもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明」するまでの間に限り、私的秩序形成の時間は建基法の応答期限の規定に反しないこととするという、絶妙な法解釈をした¹⁰⁾。

4 私人による実効性確保

公的規制の施策を定める法令は、行民刑の各手法による実効性確保の措置以外に、私人による実効性確保の措置を期待している。さしあたり三つのタイプを挙げておく。

第一に、公的規制にとって必須の通奏低音が、被規制者による（各社独自で、または事業者団体が音頭をとった）コンプライアンス・プログラムの策定である¹¹⁾。これにより社内・親子会社間での秩序形成のみならず、取引先にも適切な体制整備を求めることとなり、それなりに広い範囲で実効性確保に関する私的秩序が形成される。

たとえば、景表法の被規制者は広告主に限られるが、広告主は、広告作成を他者（広告代理店、アフィリエイト、インフルエンサー等）に委ねてもなお不当表示の責任（行政・民事・刑事）を問われる¹²⁾。そのため、広告作成の契約先にも、またその再契約先にも、広告主自身の法令遵守指針を守らせなければ意味がない。この結果、広告主のコンプライアンス・プログラムが取引先の広告代理店、アフィリエイト、インフルエンサー等の商圈における私的ルールとして成立する。

近時は、このようなコンプライアンス・プログラムの策定を明文で義務付ける立法例がある。景表法26条や前述した割販法35条の16である。自己確認の義務付け（消費生活用製品安全法11条1項など）も同様である。消防法の防火管理者・消防計画の制度も、居住者等が火災を予防し初期消火せよという施策（行為規制）の実効性確保として、建物の利用者（契約、所有）の間に成立する私的秩序としてのコンプライアンス・プログラムの義務付けといえる。

なお、共同規制や独自規制の実効性確保が、自主

10) 詳細は中川丈久『行政手続と行政指導』（有斐閣、2000年）225-246頁の分析を参照されたい。

11) 企業のコンプライアンス・プログラムを説明する良書として、James Fanto, *BROKER-DEALER COMPLIANCE* (Edward Elgar, 2023) を挙げておきたい。

12) 東京高判平20・5・23（バイクルーズ事件）公正取引委員会審決集55巻842頁。

規制のコンプライアンス・プログラムとして行われることはいうまでもない¹³⁾。共同規制の場合は、それに加えて、自主規制違反者に対して法令上の実効性確保措置がとられることもある。

第二に、被規制者から独立した私人が実効性確保を担うことがある。政府認証（指定法人認証を含む）ではなく、民間の専門家認証によって基準適合を確保する消費生活用製品安全法12条1項の登録検査機関による基準適合認証や、大学の認証評価制度などがその例である。

1980年代以降の米国では、会社法や証券取引法において監査法人や引受証券会社等が果たしうる企業の違反抑止・違反是正の役割に着目して、「ゲートキーパー責任」（gatekeeper liability）が論じられた¹⁴⁾。どのような私人をこの概念に含めるかは難しいが、少なくとも上述の民間認証は、被規制者と利害関係をもたない独立者がインカアウトか（適合可否か）を判定するので、ゲートキーパーの語に相応しいと思われる。

第三に、法令違反をした取引先（顧客）に対するエンフォースメントを、利潤確保や企業倫理のために、事業者が自ら引きうけることがある（契約解除など）。そして、事業者のそのような行動パターンを公的規制が取り込んで、法定することさえある。法令が施策のみ法定し、その実効性確保——事後的な違反処理（是正、中止、被害回復等）——を事業者に行わせるのである。たとえば振り込め詐欺救済法3条の金融機関による口座取引停止¹⁵⁾、割取法35条の17の8のアクワイアラー（登録が必要）による加盟店管理¹⁶⁾である。取引デジタルプラットフォーム消費者保護法4条や、消費生活用製品安全法（2024年改正後の）32条の3がデジタルプラットフォーム事業者に対する行政庁の「要請」を定めるにとどめていることも、こうした文脈があるからである¹⁷⁾。

2000年前後から欧州でデジタルプラットフォーム事業者などを念頭において進められている「仲介者責任」（intermediary liability）の議論も¹⁸⁾、この文脈

で理解するとよいと思われる。

5 おわりに

本稿では、公的規制と協奏関係をもちそうな私的秩序形成の例をアトランダムに取りあげた。紙幅の制限で、私人による情報収集（疑わしき取引の届出義務、事故情報の提供義務など）は省略したが、私人による施策や実効性確保については、具体例がまだまだ多く見つかりそうである。そうすると、立法者が公的規制を適切にデザインするには——効率性（行政資源と事業者資源の適切な配分）と正当性（私人になぜどのような役割を担わせてよいか）の観点から最適解を得るには——すでに存在し、これから成立するであろう私的秩序とどのようなエコシステムが形成されそうかを予測することが、非常に重要であろうと考えられる。

（なかがわ・たけひさ 神戸大学教授）

13) その具体的方法について、長尾治助『自主規制と法』（日本評論社、1993年）7-16頁を参照。

14) Kraakman, Gatekeepers: The Anatomy of a Third-Party Enforcement Strategy, 2 J.L.Econ. & Org. 53 (1986) を機縁とするこの概念について、法律時報94巻3号（2022年）の特集における松中学「ゲートキーパーを通じた規制」及び須田守「ゲートキーピングとしての評価・等級付け」の考察が参考になる。

15) 行政法からの考察例として、中川丈久「東京地判令和2年8月6日」私法判例リマックス64号26頁（2022年）を参照されたい。

16) 経済産業省商務情報政策局・前掲注9）『令和2年版割取賦取売法の解説』385頁は、これを「加盟店網のゲートキーパーとしてスクリーニング機能及びモニタリング機能を担う」と表現する。

17) 中川丈久「デジタルプラットフォームと消費者取引」ジュリスト1558号（2021年）40頁、46頁参照。

18) Giancarlo Frosio ed., THE OXFORD HANDBOOK OF ONLINE INTERMEDIARY LIABILITY (Oxford, 2020) 613-690 (Intermediary Responsibility, Accountability, and Private Ordering) など参照。この語は、知財侵害等の投稿についてデジタルプラットフォーム事業者の民刑事責任のほか、事業者によるその投稿を削除させる責務をどう正当化できるかという観点からも用いられる。